

なくす会ニュースレター

330-0064

さいたま市浦和区岸町7-11-5

Tel048-844-8972

Fax048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com



第21回通常総会及び設立20周年記念講演のご案内

1. 日 時:2024年6月18日(火) 10:00~11:20(総会終了予定)

2. 会 場:埼玉会館3C会議室及びオンライン(Zoom)

3. 議 題:

第1号議案 2023年度事業報告並びに活動決算承認の件
監査報告

第2号議案 役員選任の件

報 告 2024年度事業計画と活動予算

検討委員会報告、活動委員会の活動報告

❖ 正会員の皆様

6月初旬に議案書をお送りいたします。着後すぐに開封いただき、必要書類をご提出ください。

❖ 総会傍聴、記念講演に参加を希望する皆様

専用フォームまたはメールにてお申込みください。

<https://forms.gle/Abkc7JDMushEbDgu6>



nakusukai.05@saitama-k.com (お名前、参加方法、緊急時連絡先を明記のこと)

【設立20周年記念講演】

消費者団体訴訟制度の歴史をふりかえって

～適格消費者団体の役割と地方消費者行政との連携への期待～

講師:黒木 理恵 さん(Zoomにて)

内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)消費者庁付

※ 記念講演は総会終了後に行ないます 11:30~12:30(予定)



差止請求

AGODA COMPANY PTE. LTD.に対する差止請求訴訟進捗

オンライントラベル事業者であるAGODA COMPANY PTE. LTD.に対する差止請求訴訟は、当社がシンガポールであることから、訴状の送達などに時間がかかっている状況です。

※ 「アゴダ®」というサービスにおける「アゴダ®利用規約」のうち「一切責任を負わない」とする一部免責条項の使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求め、2023年12月6日、さいたま地方裁判所に対し差止請求訴訟を提起しました。

被害回復

信販会社ライフティ(株)に対する集団的被害回復訴訟進捗

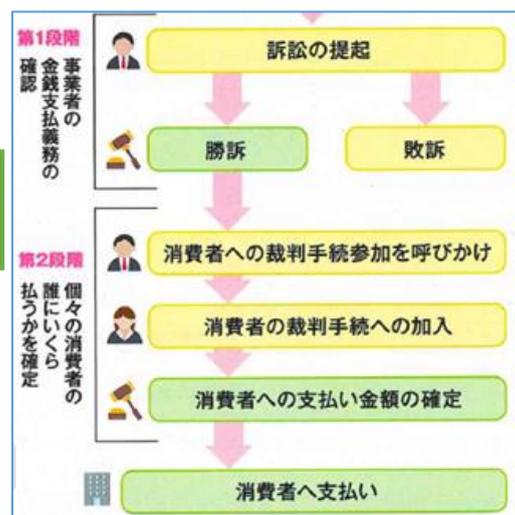
- ◆ 第1回期日が5月17日(金)14時から、さいたま地方裁判所第105号法廷にて行なわれました。次回期日はホームページでご案内します。
- ◆ ライフティ(株)(以下、ライフティ)に対して、信用情報機関への延滞情報登録に関する「申入書」を2月22日付けて送付し、2月29日付け「回答」を受領しました。「回答」は、なくす会の主張による支払い停止の抗弁通知書を送付した対象消費者については今後の請求を停止し、信用情報機関への延滞情報の登録については抗弁申立があったことを前提に対応する、という内容です。この回答によって、共通義務確認訴訟の対象消費者に当たる方が、なくす会が提示した通知書を送付した場合は、共通義務確認訴訟の判決が決まるまで、割賦金の支払い請求は停止し、信用情報機関には契約者側の事情による延滞ではないということで延滞情報の登録は見合わせる、という取り扱いとなると考えられます。

通知書を送付しても請求が止まっていない場合は、なくす会へ情報提供をお願いします。

- ※ 2024年1月30日、信販会社「ライフティ株式会社」(本社:東京都新宿区)に対する集団的被害回復制度の共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)をさいたま地方裁判所民事部に提起しました。本訴訟は、消費者が脱毛エステ業者株式会社ビューティースリーの「全身脱毛無制限コース」を契約し、ライフティに分割払いクレジットを利用して支払った代金を、ライフティから消費者に返金することを求める訴訟です。

詳細はなくす会ホームページ(下記 URL または右記二次元コード)でご確認ください

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/index.html>



集団的被害回復制度の流れ



差止請求

申入れ活動を行っている事案について

事業者	概要
アマゾンジャパン合同会社	(電子商取引事業者) Amazon.co.jp 利用規約および Amazon ギフト券細則の一部条項の使用停止または修正を求めています。一部条項は修正されましたが、さらに改定が必要な条項があるとして、再度申入れを行い、回答を受領しました。内容について検討中です。
hairju(株)	(育毛用品等販売事業者) 薬用育毛ヘアエッセンス「hairju」の販売サイト広告における「初回限定価格 今すぐ試してみる」というクリックボタンの表示、定期便受取りについての表示、最終確認画面の表示などについて、使用を停止もしくは適切な表示へ修正することを求める申入書を送付、回答を受領しました。内容について検討中です。

消費者被害アンケート・めやすばこ「終活について」まとめ その1

なくす会活動委員会では、毎年テーマを変え「消費者被害アンケート・めやすばこ」を実施、2023年度のアンケート「終活について」の結果がまとまりました。2回にわけてご報告します。

☆まとめは下記URLまたはQRコードからダウンロードできます

http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/240405_01.html



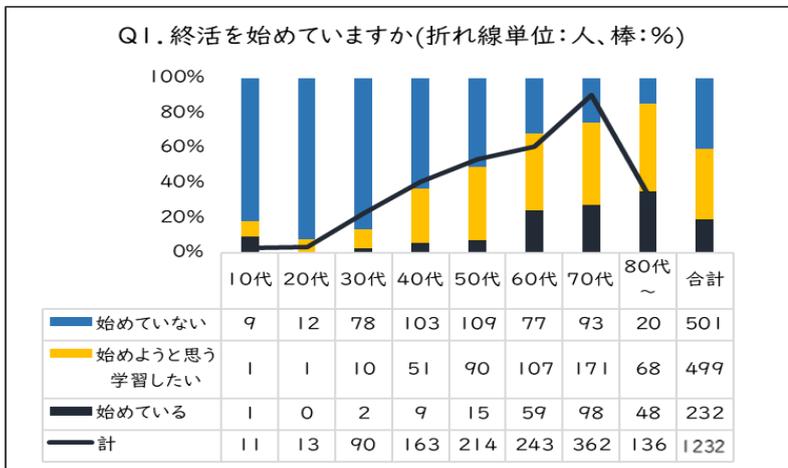
1.目的

- 終活を始めている消費者はどの程度いるのか、どのように準備をしているのかについて、県内消費者団体や生協などと共に調査し、集計結果を埼玉消費者被害をなくす会の活動に活かします。
- 終活のポイントやトラブル事例を記載した資料をお渡しし、消費者被害防止の啓発につなげます。

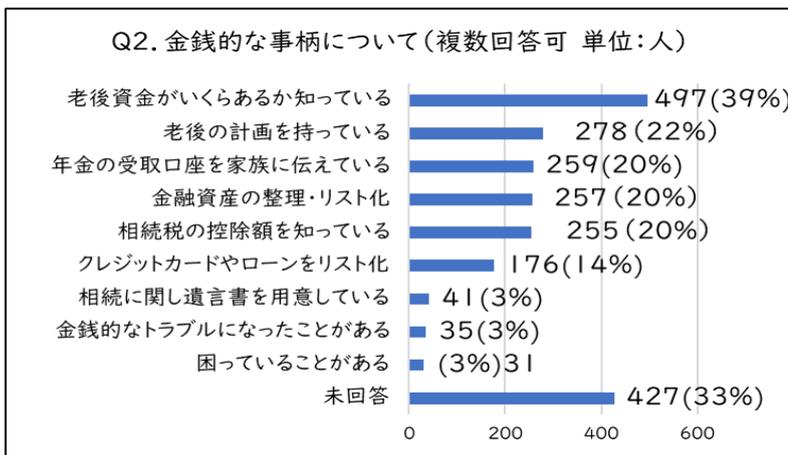
2.調査方法

なくす会会員及び県内消費者団体に調査を依頼、調査用紙1190枚、インターネットフォーム102枚、計1292枚(有効回答1282枚)の回答を得ました。

3.アンケート結果の概要(Q5まで)



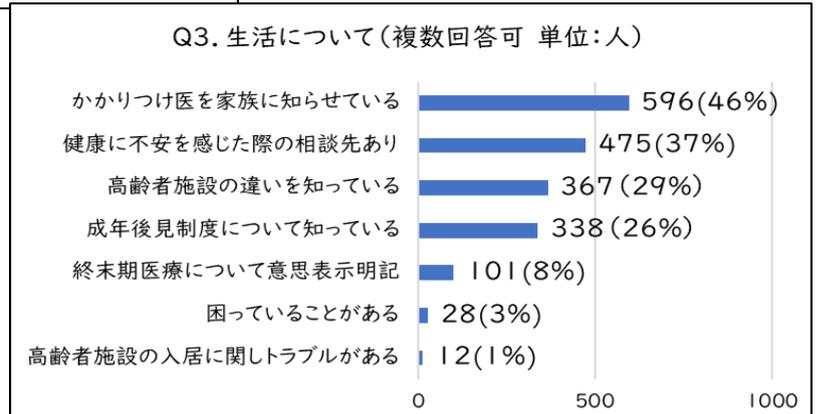
始めているとの回答は平均で19%。
80代で始めているのは35%、始めている
いない15%、始めようと思う50%。



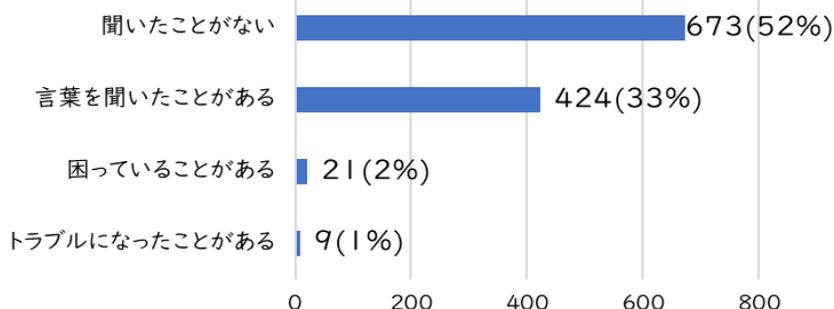
遺言書を作成しているとの
回答はわずか3%。



終末期医療に関する意思表示
を明記しているとの回答はわず
か8%。



Q4. デジタル終活について(複数回答可 単位:人)



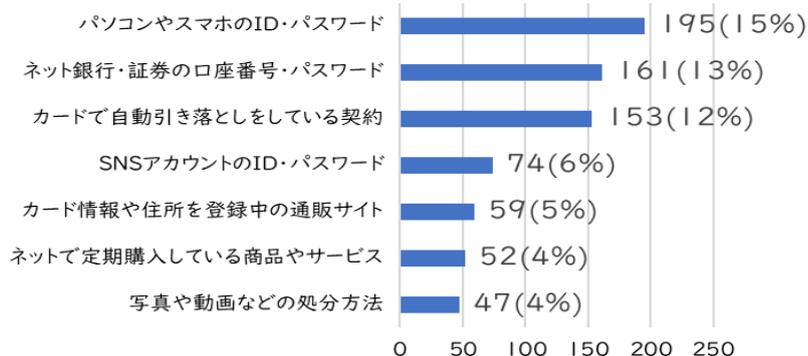
デジタル終活という言葉聞いたことがないとの回答は52%。



家族に伝えたり、エンディングノートに記載しているものについて、パソコンやスマホのIDを伝えているとの回答は15%。



Q5. 家族に伝えたり、エンディングノートに記載しているもの(複数回答可 単位:人)



自由記入:

- 「何から手をつけてよいか、まったくわからない」(多数)。
- 意外と知らない、考えていない事に気づいた。
- 自身の終活について、まだ意識していなかったが、家族で話す良い機会になった。終活は自分だけでなく家族にも関わってくると思う。

4. アンケートから見てきたこと(Q5まで)

- 消費者への啓発について・・・「終活」の必要性は感じていても「いつから、何をすればよいかわからない」と思っている消費者も多いことがわかりました。消費者に対する啓発に際しては「希望する葬儀の形」「自分の資産の状況」「希望する終末期医療」「デジタル終活」などポイントを絞り、家族や医療関係者と共有できるようにすることが大切であると思われます。
- デジタル終活について・・・スマホやパソコンのパスワードを知らなかったことで「デジタルで管理された財産や契約」、「連絡先」などがわからずに大変だったということがあります。「すべての情報がスマホの中」という消費者が多い中「デジタル終活」は高齢者だけの問題ではありません。早いうちから備えることについて消費者への啓発強化が必要であると思われます。

次号(7月中旬発行予定)のニュースレターでは、Q6以降の葬儀に関するアンケート結果、関係各所への要望内容についてご報告します。

トラブルに遭遇してしまったら、消費生活支援センター市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を!

◆埼玉県消費生活支援センター(彩の国くらしプラザ内) Tel.048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン Tel.188(いやや!)(お住まいの市町村相談窓口につながります)